

平成 24 年度の

保育所への入所児童募集

平成 24 年度の保育所入所児童を募集します。入所を希望されるかたは、入所申込書の提出が必要となりますので、受付期間内に申し込んでください。

現在、保育所に入所している児童についても、再度申し込みが必要になります（現在入所されている児童については、保育所を通して申込書を配布します）。

◎入所対象児童

保育所に入所できる対象児童は、長島町内に住所があり、両親および同居の家族全員が次のいずれかに該当し、家庭で保育ができない0歳から小学校入学前の児童です。

- ①家庭外労働（居宅外に勤務している）
- ②居宅内で家事以外の仕事についている
- ③母親が出産の前後である（前後2カ月）
- ④疾病・障害等（疾病等による入院・通院、または障害を有している）
- ⑤親族等の介護（長期にわたる病気・障害等でその介護に当たっている）
- ⑥災害等（火災やその他災害の復旧に当たっている）
- ⑦その他（その他町長が保育に欠けると認めたとき）

※集団生活を身につける、他の子に手がかるなどは、入所申請の理由になりません。



◎受付期限 12月22日（木）

※募集期間を過ぎて申し込みをした場合、入所できないことがあります。

※各保育所の保育士数、入所定員等の関係で入所できない場合や第1希望以外の保育所への入所となる場合があります。

◎入所定員 川床保育園 45人・まこと保育園 60人・東保育園 90人・平尾保育園 50人・本浦保育園 20人
指江保育園 45人・伊唐保育園 30人 ※その他町外の保育所についても受け付けます。

◎提出書類 ①保育所入所申込書 ②家庭状況の申立書

③保育できないことを証明するもの

・就労証明書（就労者） ・母子手帳（出産前後） ・診断書（疾病・介護等）

④保育料算定に必要な書類（両親分が必要）

(1) 平成 23 年分源泉徴収票または 確定申告の写し

(2) 平成 23 年度町民税課税証明書（平成 23 年 1 月 1 日、長島町外に居住していた人）

※児童が祖父母などの扶養に入っている場合は祖父母などの(1)、(2)も必要です。

◎申込書配布場所・提出先
役場町民福祉課・総合管理課
☎ 86 - 1111（内線 1112）